

「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ 第14回会合（WGIA14）」の結果について

環境省
国立研究開発法人国立環境研究所

1. 趣旨

環境省と国立環境研究所は、アジア地域諸国の温室効果ガスインベントリ（排出・吸収目録。以下、「インベントリ」という。）の精度向上と、地域の協力関係の促進を目的として、2003（平成15）年度より毎年度、「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia（WGIA）」を開催している。

2016（平成28）年度は、モンゴル国自然環境グリーン開発観光省とともに、7月26日（火）～28日（木）にモンゴル・ウランバートルで第14回会合（WGIA14）を開催し、日本を含む参加国13カ国の政府関係者、研究者及び国際機関等（総計93名）が参加した。

今次会合では、インベントリの分野別に相互学習等を行うとともに、途上国が2年に1度、提出する隔年更新報告書（BUR）についての国際的協議・分析（ICA）の経験も踏まえた議論等を行い、参加国の「測定・報告・検証（MRV）」の能力向上支援と、ネットワークの更なる強化を図った。

2. 開催概要

○日程：2016（平成28）年7月26日（火）～28日（木）

○場所：モンゴル・ウランバートル ベストウエスタン・プレミア・トゥーシンホテル

○主催者：日本国環境省、（国研）国立環境研究所、モンゴル国自然環境グリーン開発観光省

○参加者：総計93名

<WGIA 参加国>

ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、韓国、タイ、ベトナム、日本（環境省、（国研）国立環境研究所（NIES）、（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）等）

<国際機関等>

気候変動に関する政府間パネル・インベントリタスクフォース・技術支援ユニット（IPCC TFI-TSU）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局、国連環境計画（UNEP）、国連食糧農業機関（FAO）、イラン・イスラム共和国環境庁等

3. 議題ごとの結果

(1) オープニングセッション

主催者による挨拶及びWGIAの概要説明およびこれまでの相互学習の成果の説明が行われた後、日本国環境省より、地球温暖化対策計画の策定を含め、パリ協定を踏まえた日本の気候変動政策について、概要説明を行った。続いて、ホスト国であるモンゴルより、昨年提出された約束草案を含む気候変動政策の概要説明が行われた。

過去の相互学習は自国のインベントリの改善につながったことや、炭素税導入の重要性、地球温暖化対策にかかる計画の作成プロセスにおいて省庁間や他の国家計画と連携することの大切さが確認された。

(2) インベントリの分野毎の相互学習

参加国のインベントリ担当者同士が、互いのインベントリを詳細に学習し、意見交換を通じて改善を図るべく、今次会合では、エネルギー分野（ブルネイ - 韓国）、廃棄物分野（モンゴル - タイ）、工業プロセス分野（マレーシア - ミャンマー）、LULUCF（土地利用、土地利用変化および森林）分野（ラオス - インドネシア）で相互学習が実施された。

相互学習はお互いのインベントリや、その作成に係る国内体制の整備について、2か月余りの時間をかけて質疑応答を行ったうえで議論に臨んだため、相手国の具体的な課題をより深く学習することができた。本会合での議論を通じて、統計システムなど相手国の詳細な背景情報を聞くことができ大変参考になった、今後も積極的に参加したいとの意見があった。

(3) 非附属書I国におけるNC（国別報告書）、BURの進捗について

インド、マレーシア、インドネシア、タイから、それぞれが提出した第1回 BUR について紹介が行われ、国ごとの最新の基礎情報や排出量、緩和策が報告された。

BUR ガイドラインの技術的な解釈について確認がなされた。また、インベントリの作成にあたり、1996年改訂 IPCC ガイドラインから2006年 IPCC ガイドラインに変更することは、最新の知見がインベントリに反映される一方で、ガスや排出源の追加等を伴うために更なる能力構築支援が必要との認識が共有された。

(4) インベントリとBURを作成するための国内体制について

UNFCCC 事務局から、インベントリの透明性を向上させるための非附属書I国（いわゆる途上国）に対する支援について紹介され、カンボジア、イランからインベントリを含むBURを2年に1度、定期的に作成するために現在整備されつつある国内体制について説明された。次いで、オーストラリアからリモートセンシングのインベントリへの利用と、同国の国内体制が紹介された。

継続的なインベントリやBURの作成に際し、各主体の役割の明確化と主体間の連携が重要であるとの認識が共有された。

(5) ICA プロセスにおけるグッドプラクティスについて

IPCC TFI/CGE（国連の専門家グループ）のメンバーから、BURに関するICAの仕組みについて、専門家の行う技術的分析（TA）、多国間で意見を交換する促進的な意見の共有（FSV）が含まれることが説明された。続いて、中国の専門家から自身が参加したICAにおけるTA等について紹介が行われ、ベトナムと韓国から、ICAを受けた経験の紹介が行われた。

ICAのTAにより、能力構築が必要な点が明確になるという認識が共有された。ICAの経験を次回提出のBURや「気候変動に対する世界全体による対応への自国が決定する貢献」（NDC）に反映していきたいとの発言があった。また、BURの透明性が

重要であるという認識が共有された。

(6) インベントリや緩和に関わるコベネフィットや関連支援活動について

NIES より、地上・航空機・衛星観測等による二酸化炭素濃度の観測と、インベントリにおける人為起源の二酸化炭素排出量把握の精度向上が観測データの精度向上に貢献しうることが紹介された。

中国より、国内において大気汚染物質の削減対策を行うことは温室効果ガスの増加にも減少にも寄与する一方で、省エネルギー技術導入などの温室効果ガス排出削減対策は大気汚染物質の削減に寄与するであろうという研究結果が紹介された。FAO からFAO が行っている農業分野のMRVに関連する支援活動について紹介が行われた。次いで、モンゴルよりJCMプロジェクトについて説明があり、さらに、IPCC TFI-TSUよりIPCCガイドラインの改良に向けた最近の動向等が紹介された。また、UNEPより、UNEPが国連開発計画(UNDP)と共同で行っているグローバル・サポート・プログラム(GSP)について紹介が行われた。

発表された支援の詳細について適用の範囲など様々な確認がなされた。また、FAOの推計した排出量は、各国が作成したインベントリの検証に有効であることが共有された。一方で、FAOデータと国のインベントリで使用したデータで異なることがあり、そういった場合にはインベントリ作成者とデータ提供者及びFAOとのコミュニケーションが必要であることが確認された。また、インベントリは他方面へのコベネフィットがあることを念頭に置いておくことが重要であることが確認された。

4. 総括

今次会合では、途上国が2年に1度、提出するBURと、そのICAについての議論等を行った。ICAの中でBURのTAとFSVが行われることを見据えて、より透明性の高いインベントリを作成する必要性と、定期的にインベントリを含むBURを作成するための国内体制の重要性等が認識された。さらにICAの経験を次回提出のBURやNDCに反映していきたいとの発言があった。

また、観測等の関連研究と、インベントリの精度の改善との間に、コベネフィットがあることが共有され、さらにインベントリは他方面へのコベネフィットがあることを念頭に置いておくことが重要であることが確認された。

加えて、相互学習は自国や他国の状況を理解する良いきっかけになり、インベントリを含むBURの改善につながったとの認識等が共有された。

最後に、WGIAの開催について、参加者から謝辞が示され、また、温暖化対策の土台であるインベントリの作成・精緻化に大いに貢献するという認識が共有された。

5. 次回会合について

来年度の第15回会合(WGIA15)はミャンマーでの開催を検討中である。今後、WGIA参加国が提出するBUR及びその国内体制について引き続き相互学習等を進めることや、ICAを受けた経験を踏まえ、BURとそれに含まれるインベントリの改善のための議論を行うという方向性等が確認された。

※隔年更新報告書（BUR）

国連気候変動枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC）に加盟している国のうち、附属書 I 国に含まれていない国が、2年に1回の頻度で UNFCCC の下での締約国会議（Conference of the Parties: COP）に提出しなければならない報告書である。国内事情、国家インベントリ、緩和行動、受領している支援、MRV などについての情報を含める。